

氏名(国籍)	裴 銀 貞 (韓国)
学位の種類	博士(言語学)
学位記番号	博甲第3877号
学位授与年月日	平成18年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	所有物無情名詞が関わる日本語の受身文の研究 — 所有物主語の受身文と持ち主の受身文の比較を通して —

主査	筑波大学教授	博士(言語学)	砂川 有里子
副査	筑波大学教授	博士(文学)	湯澤 質 倅
副査	筑波大学助教授		杉本 武
副査	筑波大学助教授		沼田 善子
副査	筑波大学助教授		矢澤 真人

論文の内容の要旨

本論文は、「(太郎の)足が折られた」「(太郎の)論文が認められた」「(太郎の)鞆が盗まれた」のような所有・被所有関係が認められる身体部分、側面、持ち物などが受身文の主語となっている「所有物主語の受身文」、および「太郎は足を折られた」「太郎は論文を認められた」「太郎は鞆を盗まれた」のような持ち主の受身文を分析対象とし、両者を比較することによって、視点の原理に違反するとされる所有物主語の受身文の意味、用法の特徴を明らかにするものである。

本論文の構成は以下の通りである。

第1章 序論

第2章 先行研究の検討及び問題の提起

第3章 所有物主語の受身文における視点違反の判断について

第4章 所有物主語の受身文の出現根拠 そのⅠ

－視点優先原則との関連性を中心に－

第5章 所有物主語の受身文の出現根拠 そのⅡ

－受身文内の共起要素との関連性を中心に－

第6章 所有物主語の受身文から持ち主の受身文への置き換えについて

－自然さの違いを生じさせる要因を中心に－

第7章 持ち主の受身文と所有物主語の受身文の「ている」形の解釈の違いについて

第8章 結論

第1章では、受身文の中でも所有物主語の受身文を取り上げる理由と目的が述べられる。本論文で取り上げるような所有物主語の受身文は、従来、無情物主語の受身文の一種とされ、単独ではあまり注目されてこなかった。しかし、所有物主語の受身文には、その他の無情物主語の受身文とは違いもある。また、所有物主語の受身文は、次のように持ち主の受身文に置き換えが可能であり、意味的には持ち主の受身文ともつな

がりを持つ。

太郎の論文が認められた。

太郎は論文を認められた。

このため、本論文では、所有物主語の受身文を単独で考察対象とし、持ち主の受身文との比較を通し、その意味的な特徴、用法の多様性、出現様相などを分析する。

第2章では、無情物主語の受身文に関する先行研究、受身動詞の「ている」形の解釈の問題に関する先行研究を検討し、その問題点を明らかにする。その結果、以下の4つの問題点を提示する。

- ①所有関係が認められる無情名詞とそうでない無情名詞の区別の問題
- ②無情物主語の受身文の視点違反の判断の問題
- ③所有物主語の受身文と持ち主の受身文の特徴の違いの問題
- ④受身動詞の「ている」形の解釈と動作主との関係をめぐる問題

第3章では、所有物主語の受身文は、従来考えられていたように無情物が主語になることを嫌う視点の原理（人間性の視点ハイアラーキー）により一律に視点の制約を抱えた表現なのではなく、下位類型が存在することを示す。所有物主語の受身文の中には、能動文に置き換えができるものとできないもの、持ち主の受身文に置き換えができるものとできないものがあることから、「能動文優先原則」と「持ち主の受身文優先原則」という2つの視点原理を提案する。これによって、それぞれの視点原理に違反するかしないかによって、所有物主語の受身文を次の4つのタイプに分け、タイプAが視点違反の度合いが最も強く、タイプBが視点違反の度合いが最も弱いことを示す。

タイプA：能動文優先原則、持ち主の受身文優先原則に共に違反する

タイプB：能動文優先原則、持ち主の受身文優先原則に共に違反しない

タイプC：能動文優先原則には違反せず、持ち主の受身文優先原則には違反する

タイプD：能動文優先原則に違反し、持ち主の受身文優先原則には違反しない

さらに、それぞれの視点原則に違反する場合、それに妥当性があるかないかによって分け、9つのパターンに分類する。それぞれのパターンの用例を詳細に分析することによって、意味的に類似した構文である所有物主語の受身文と持ち主の受身文にいくつかの違いがあり、異なった意味合いを表すことを指摘している。

第4章では、従来、視点の原理に違反し、不自然とされる構文でありながら、实例に所有物主語の受身文が見出される理由について考察する。新聞社説、シナリオ、小説などから所有物主語の受身文を採集し、第3章で示したパターンに当てはめて分析した結果、そのほとんどが、能動文に置き換えることも持ち主の受身文に置き換えることも不可能なものであることから、所有物主語の受身文は視点違反の度合いの弱いパターンで出現していることを明らかにしている。また、2つの視点原則のうち、能動文優先原則の方が持ち主の受身文優先原則よりも厳しい制限を課していることを明らかにしている。

第5章では、实例に見られる所有物主語の受身文の共起要素に着目し、これと所有物主語の受身文の出現の関連性を探る。その結果、所有物主語の受身文は、①身体部分との共起が少ない、②動作性だけに注目する動詞類と共起しにくい、③「～ている、～ていく、～てくる」など特定叙述部を伴う場合が多いという、所有物に視点を置きやすい環境に現れていること、これは持ち主の受身文の場合とは異なることが明らかにしている。

第6章では、所有物主語の受身文を持ち主の受身文に置き換えた場合の自然さの違いに着目し、どのような要因が自然さの違いをもたらすのかを考察する。その結果、①出来事における利害性の有無、②持ち主となるノ格名詞の顕在化の有無、③外部の動作主の想定可能性の有無という3つの要因が自然さに影響し、また、このうちいくつかの要因が含まれるかによって、置き換えた持ち主の受身文の自然さに違いが出ることを明らかにしている。

第7章では、所有物主語の受身文と持ち主の受身文が「ている」形をとった場合の「ている」形の解釈の違いに着目し、両受身文の違いを比較分析する。その結果、持ち主の受身文の場合、共起要素の違いによって「ている」形の解釈に違いが出るのに対して、所有物主語の受身文の場合、そのような解釈の違いがほとんど生じないこと、また、これらの共起要素の違いが動作主の想定可能性に変化をもたらすものであることを明らかにしている。

第8章では、これまでの議論をまとめ、今後の課題と展望を示す。

審 査 の 結 果 の 要 旨

日本語の受身文の研究は、これまで、直接受身文、間接受身文などの受身文のタイプ分け、またその違いに関するもの、「に」「によって」「から」などの動作主マーカーに関するものなどが多かった。それに対して、無情物主語の受身文に関しては、視点の観点から基本的には不自然な文とされ、動作主マーカーとの関わりが論じられることがほとんどであった。その点で、本論文の意義は、無情物主語の受身文が必ずしも等質なものではないことを示し、その中でも、これまで単独で取り上げられることのなかった所有物主語の受身文を取り上げ、詳細に記述した点にある。さらに、従来、持ち主の受身文は、直接受身文と間接受身文との中間的なものとして扱われることがあったが、これと所有物主語の受身文を比較することによって、その共通性と違いを示した点にある。このように、本論文は、従来の受身文研究では等閑視されていた部分に光を当てたという点で、独創的かつ有意義な研究である。

さらに、本論文において注目される点は、分析にあたって、視点の原則を中心に据えながら、文のレベルにとどまらず、文脈も考慮に入れた点、共起要素など、文の自然さ、解釈に関わる様々な要因を細かく分析し、これと視点の原則とを関連付けた点である。これによって、所有物主語の受身文の成立の複合的な様相を明らかにしながら、そこに一貫したものを見出すことが可能になっている。

また、本論文は、新聞社説、シナリオ、小説などから用例を丹念に採集し、また、よく吟味された内省調査を用いるなど、実証性の高い記述的研究になっている点も評価できる。

本論文は、所有物主語の受身文、持ち主の受身文という受身文のある種のタイプに限った結果、詳細な分析を行えた反面、その他の受身文、特に所有物主語の受身文以外の無情物主語の受身文との異同が十分に明らかにされたとは言えない。また、本論文で明らかにされた視点原則等の諸原則が、その他の受身文、さらにはヴォイスに関わる構文全体の中でどのような意味を持つのかといった点に関しても、今後の課題として残されている。記述的研究に重点を置いているため、視点原則や諸原則の相互作用などを理論的にどのように捉えるのかも今後の課題となる。しかし、所有物主語の受身文の特徴を明らかにするという本論文の目的は果たされ、むしろ記述的研究に重点を置いた結果、理論的な発展をもたらす数多くの知見が得られており、今後の展開が期待できる論文になっている。

よって、著者は博士（言語学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。